法制審の「社会内処遇」の問題点
と
リーガルソーシャルワークの
在り方を考える

黒田　和代（精神保健福祉士　社会福祉士）

NPO法人サマリア　理事長

本日お話すること



１．自己紹介

２．NPO法人サマリアの活動のご紹介…

３．「法制審」と「社会内処遇」ってなんだ？

４．心神喪失者等医療観察法のこと

５．「社会内処遇」の問題と「心神喪失者等医療観察法」に共通する問題

６．サマリアの活動で出会った人々の話

７．「人権」を守ること、そして、苦労多き方々の支援に必要だと感じること

自己紹介

☆　1963年　熊本県生まれ

☆　大学進学のために上京

☆　大学２年間留年し、６年で卒業

→「青春」につまづいた…??

今でいう「生きづらさ」を抱えた若者だった、と思っている。

☆　マスコミ（ちょっとだけ）、専業主婦、シンクタンク研究員（ちょっとだけ）を経て

30代半ばで福祉の現場へ

☆　認知症高齢者専門病院レクレーションワーカー

↓

精神障害者生活訓練施設

↓

独立型社会福祉士

成年後見業務

困窮者支援とフードバンク活動



NPO法人サマリア



- 活動は2008年から、NPOとなったのは2009年
- 名前の由来は、聖書「ルカによる福音書」10章
- 障害があるホームレスのカップルと出会ったことが始まり
- 所沢市・入間市の社会福祉士有志が活動を始めた
- 当初はホームレスの相談、2009年からシェルター事業を開始
- 2010年からは食事会などの交流事業を開始（現在はイベントのみ）
- 2014年5月から生活見守りサービス事業開始（一部有料サービス）
- 当事者研究「べてろざわ」2014～2016年
- 2016年12月からフードバンク活動開始

  →2017年7月に「NPO法人フードバンクネット西埼玉」として別団体に
- 2018年6月、埼玉県より「居住支援法人」指定

  現在、シェルター3室、生活見守りつきアパート3室稼働中

  スタッフ・・・有資格者　主２名・手伝い２名　　一般協力者２名

「サマリア」の活動を始めるきっかけ

・当時所属していた「東京社会福祉士会」がやっていた東京都の受託事業に興味本位で参加　生活訓練施設の職員をしながら、休日に、ホームレスの一時保護センターでアセスメント相談員（2002～2007年）。

東京都の事業のイメージ（当時）　緊急一時保護施設→自立支援センター→就労

東京都で始まったホームレス自立支援事業のひとつ、路上生活者緊急一時保護センター「大田寮」で、利用者に対し、福祉事務所のケースワーカーに代わって、生活歴や今後の希望を面談で聞き取りながら、ご本人の生活能力や苦手だと思われることなども含め、報告書を作成する担当。

・そこで300人近いホームレスの方々と出会い、ひとりひとりの、生まれてから今日にいたるまでの話を伺い、ひとりひとりの「人生の重み」を痛感した。

・一方、その頃話題になり始めていた「浦河べてるの家」の「当事者研究」を知り、「支援」に対する考え方が大きく変わった

・「大田寮」が終了したのちも、関わりは続けたかった‥‥たまたま所沢に部屋をひとつ持っており、そこに誰かに提供して（家賃収入皮算用）、のんびり関わろうと「もやい」（当時、湯浅誠さんが代表）から希望者の紹介を受けた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

直後にリーマンショック→「派遣村」騒動‥‥いきなり大忙しとなり、気が付けば、現在に至る.

友人たちの事

・高校の同級生が、20代後半で統合失調症を発症

友達の場合「〇〇さんが統合失調症という病気になった」という理解なのに、
職場の利用者さんへは「統合失調症の〇〇さん」という認識でしかないのは、なぜ？？

・同じく、精神科の持病を持ち作業所に通所している友人のつぶやき…

「なぜ、病気を持っているからといって、毎年毎年『目標』を立てさせられ、それにどのくらい取り組めたのか『振り返り』を強制されるのか。病気がない人で、生活の中にそういうことを強制されている人なんかいない。なんで病気を持っているだけで、いろんなことを『強制』されるのか。その日その日の気分で自由に暮らしてはいけないのか」

本人のペースを大切に、強制強要しない、「苦労」も「トラブル」も「しくじり」も、日々の出来事として共有していく「隣人」たるサマリアの支援の方針が定まったきっかけ

サマリアの活動の理念

すべての社会的弱者の「良き隣人」であること

活動のビジョン

苦労を希望に変える

すべての活動の根拠・指針

ソーシャルワーカーの倫理綱領

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

http://www.japsw.or.jp/syokai/rinri/sw.

社会福祉士の行動規範

https://www.jacsw.or.jp/01_csw/05_rinrikoryo/files/rinri_kodo.pdf

「サマリア」で出会う人々

・基本、ホームレス状態の人…野宿、家出、DV避難、様々な事情で住まいを追い出される(た)人々

・精神科への通院の有無に関係なく、心を病んでいる人、精神的な悩みが深い人が多い

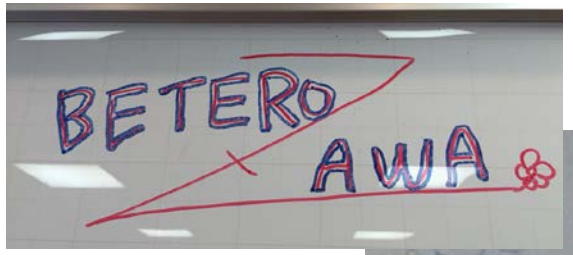
「生きづらさ」・・・・・という言葉にひとくくりにするのは個人的に抵抗があるけれど

・犯罪歴がある人も少なくない

・埼玉県弁護士会「社会復帰支援事業」への参加（2012年～）
　生活困窮が背景にあり、軽微な犯罪により逮捕された人に対し、適切な支援につなぐことで不起訴とする、また、不起訴となって釈放されても行き場がなく再犯の可能性が高い人を、適切な支援につなぐ。

　現在、埼玉県弁護士会と千葉県弁護士会で実施、埼玉では「ほっとポット」と「サマリア」が受託

　事業に参加して５年（途中２年は事業への参加は休止したので実質３年）、支援した人は34人。
　サマリアとの関わりがある間は、再犯者はなし
　連絡が取れなくなる、もしくは関わりがあっても関係がうまくいかなくなる
　→　再犯の確率高い（泣）



べてるの理念

苦労を取り戻す 昇る人生から 降る人生へ

べてるに来れば病気が出る

弱さを絆に

三度の飯よりミーティング

弱さの情報公開

べてるの繁栄は地域の繁栄

自分でつけよう自分の病名

安心してサボれる会社づくり

利益の無いところを大切に

手を動かすより口を動かせ

勝手に治すな自分の病気









犯罪歴がある方々との関わりで学ばせていただいたこと

(皆さま、よくお解りのこととは思いますが…)

・犯罪行為に至るには、本人なりの「理由」がある。
　→本人の語ることによく耳を傾ける必要がある。「本人なりの」を受容する。非審判的態度、大切。

・必要なのは、「再犯防止」のための関りではなく、ご本人そのものを丸ごと受け入れるサポーター
　→再犯は「あるもの」と覚悟、犯罪を繰り返しても関わりは途切れない
　　…帰って来られる場所となることが大事
　→監視・管理・指導はいらない、主役は本人、支援者は「サポーター」に過ぎない
　　（支援者としての謙虚さ大事）
　→本人に先回りしない。「トラブル起こすかも…」と思っても、本人の意思を大事に。
　　トラブルが起きたら、一緒に困り、一緒に謝罪し、一緒に考える‥‥楽しみも苦しみも「共有」
　　お説教ではなく、「共有」することで生まれる「信頼感」
　　「信頼感」があってこそ、「トラブル回避」を一緒に考えていける関係になる

・重要なのは「再犯防止」のための支援にならないこと、
　生活の中のいろいろな場面で本人の「選択肢」を増やし、
　適切な言動の選択ができるようになることを目的とした支援

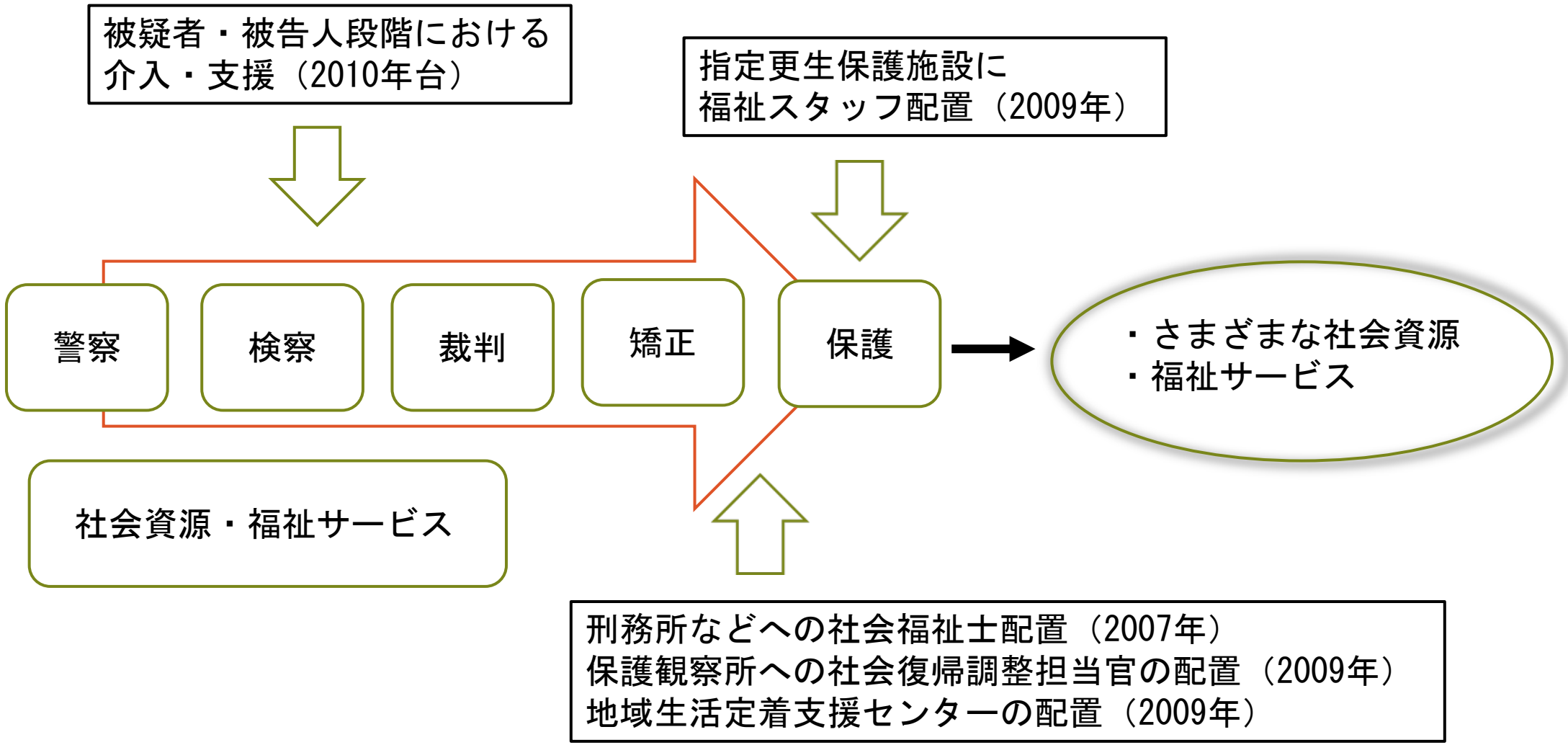
「法制審」と「社会内処遇」ってなんだ？

日弁連2018年3月15日「検察官による『起訴猶予に伴う再犯防止措置』の法制化に反対する意見書」参照

★法制審」→法制審議会（ほうせいしんぎかい）は、日本の法務省に設置された審議会等の一つ。
法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議すること等を目的とする。
★2017年3月から「起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方」が議論されている

「社会内処遇」の問題点（……福祉的支援を受けることを「不起訴」の条件として強要する？）
- 本来、福祉的支援は、たとえ第三者から見れば本人の利益となると考えられるものであっても、本人の意思に反して押し付けることはできない。（Ｐ５⑶７～８行目）
- 犯罪の訴追を行う者が自ら判断者でもある場合、公平中立な判断を期待することはできない（P6(1)）
  ※現在、検察庁内部の判断者として「社会福祉士」の配置案が議論され、
  一部の社会福祉士が問題視している
- 検察官が設定した遵守事項を設定し、「起訴猶予」期間として一定期間、被疑者に対し指導・監督することは、一種の「刑罰」たる性格を帯びる（P6(2)）

刑事司法と福祉の連携による対応・支援の展開（山口県立大学　水藤　昌彦先生の資料より）



「本人への更なる負因賦課を回避するための再発防止」と「社会防衛のための再発防止」の比較
（『「司法と福祉の連携」の展開と課題』　現代人文社　P38　水藤　昌彦先生作成資料より）

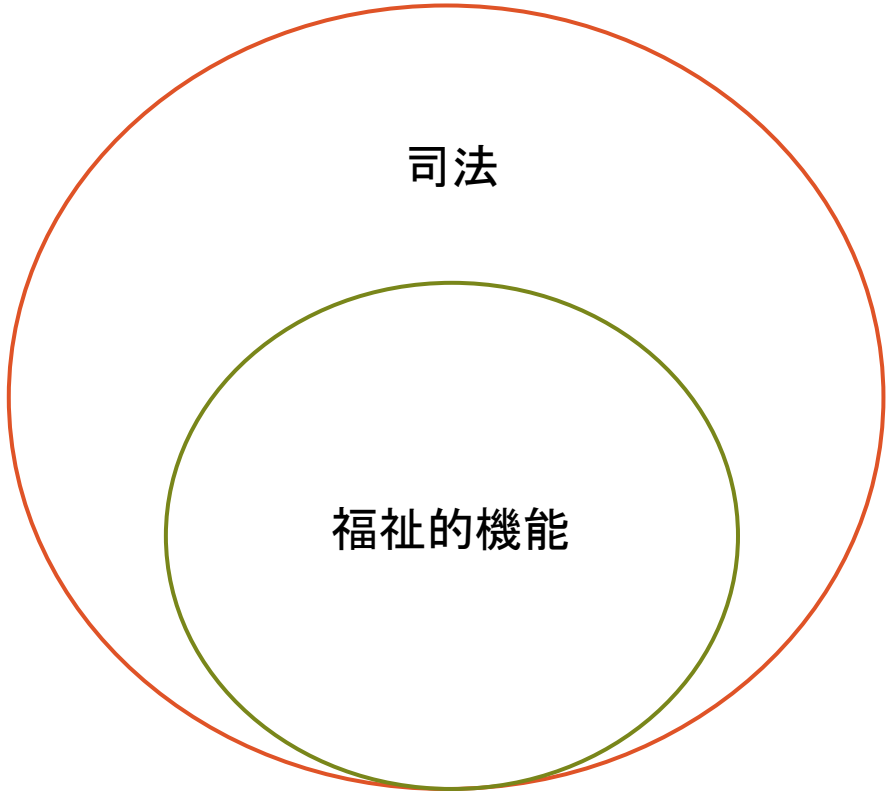
	本人への更なる負因賦課を回避するための再発防止	社会防衛のための再犯防止
準拠する価値	個人の幸福、福利の向上	社会の安全、治安の維持
犯罪行為の捉え方	ライフイベントのひとつ	社会として対処すべき事案
焦点化するポイント	本人の長所・強みに着目したソーシャルサポート	本人が及ぼすリスクの同定と対処
対応の方法	ニーズの充足	不利益処分の賦課
対応の前提	自律による自己決定	他律による強制
期間についての考え方	本人が望めば無期限となり得る	不利益処分であるので有期限でなければならない



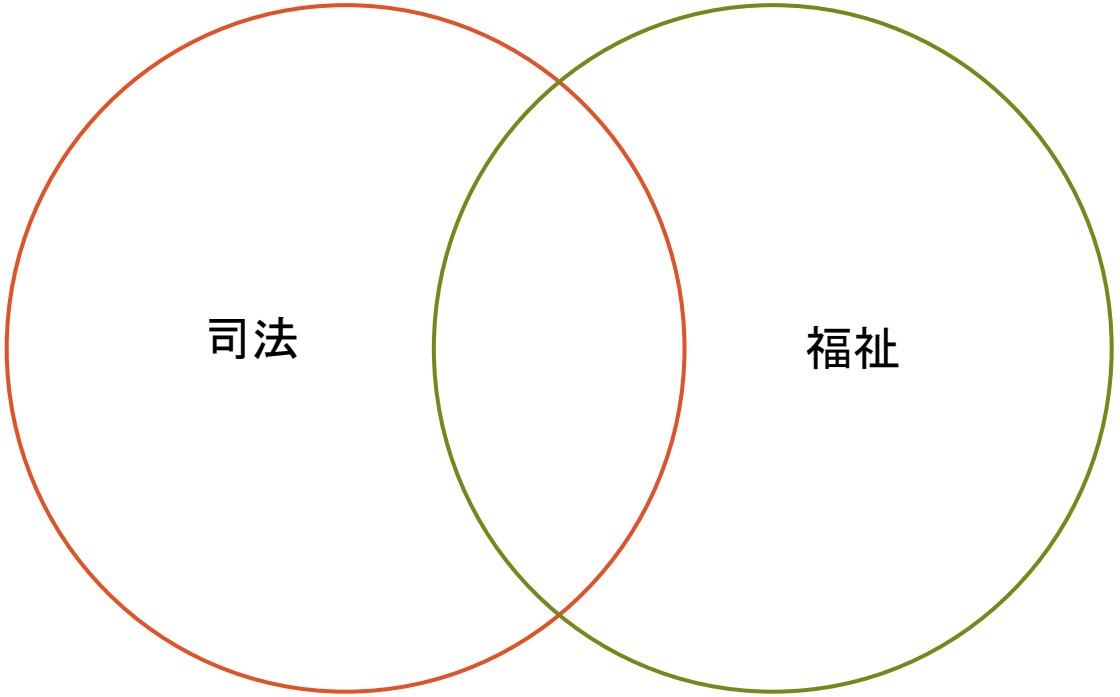
司法と福祉の連携論とあるべき方向性

（水藤　昌彦先生の資料より）

司法機関における福祉的機能：司法福祉



刑事司法領域におけるソーシャルワーク：
司法と福祉の連携関係



心神喪失者等医療観察法のこと

問題点

・そもそも、この法律は、誰のため何のために必要なのか？？

・客観的に予想することが難しい「再犯のおそれ」の有無の判断の根拠…
精神疾患がある人の犯罪率は、一般の犯罪率の1/3程度

・「精神保健福祉法」との関係
相模原市障害者施設の事件を受けて、改正案が出たが「廃案」

「精神保健福祉法」

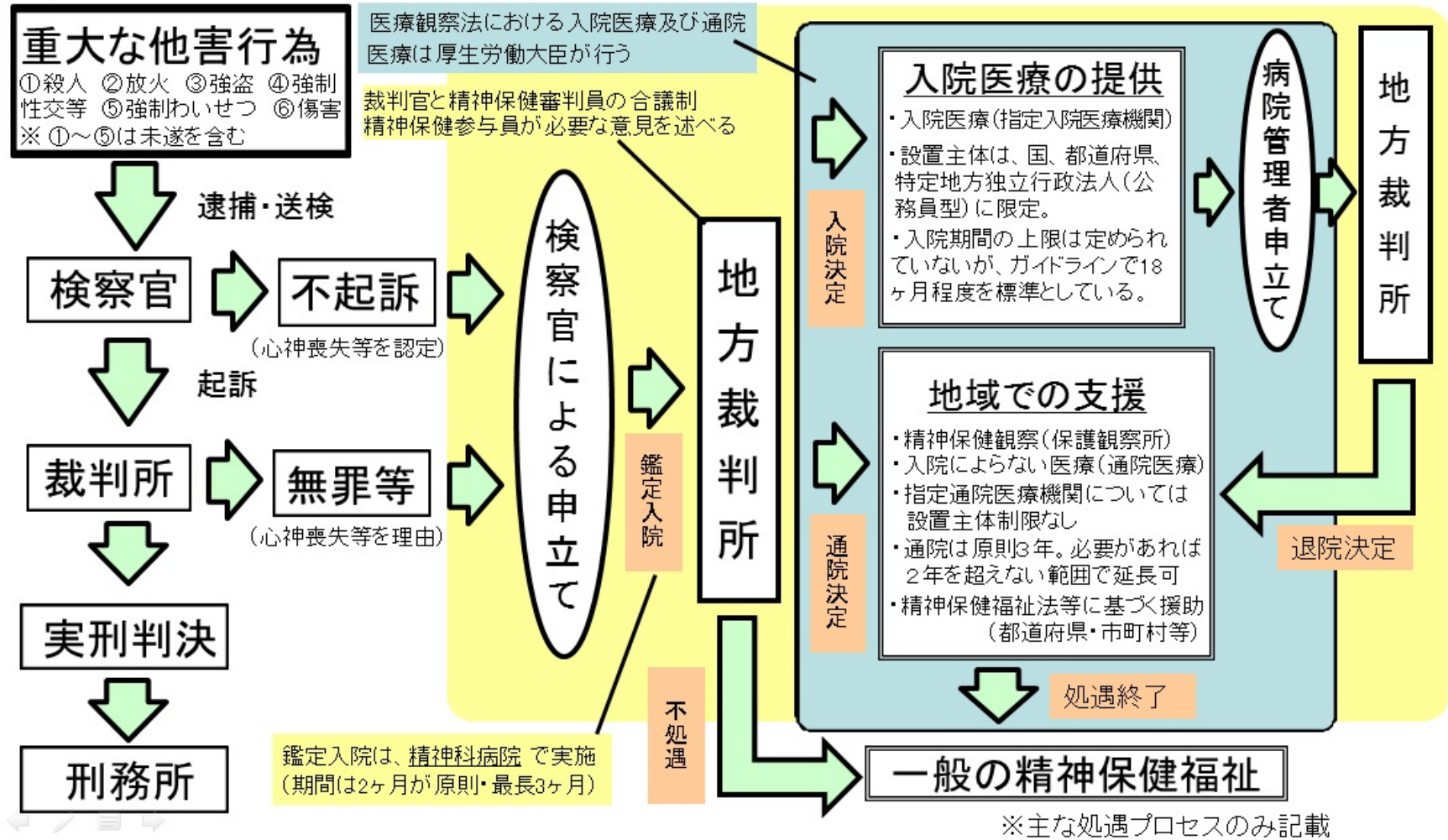
第１条　この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、**精神障害者の福祉の増進**及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の仕組み

（制度は、法務省・厚生労働省共管）

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。



※主な処遇プロセスのみ記載

「障害者権利条約」

2007年9月28日署名　2014年1月20日批准

第2条

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会 的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自 由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づ く差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行 使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもの であり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「社会内処遇」の問題と「心神喪失者等医療観察法」に共通する問題

・触法者が犯罪行為に至る背後には、多分に社会保障制度の不備があり、それが「本人の問題」にすり替えられ、本人の人権が侵害されかねない状況となっている。

・同様に「心神喪失または心身耗弱の状態で、重大な他害行為を行った」人に対しては、本人のウェルビーングを中心に考慮され、適切な医療を提供し、社会復帰を促進するために、地域医療や福祉サービスを充実させるべきであるのに、やはり社会保障制度の不備により、社会復帰への支援が「監視・管理」することにすり替えられている。

★必要なのは、「監視・管理」ではなく、社会保障制度（経済保障、福祉制度、地域の社会資源など）の充実。福祉や医療の目的が「本人のウェルビーング」ではなく「社会の治安維持」にすり替えられないように、当事者および支援者・関係者は、意識を高める必要がある。

・ サマリアの活動で出会った人々の話

・「人権」を守ること、そして、（ひときわ）苦労多き方々の支援に必要だと感じること

★経歴・生活歴は過去の事。大事なのはこれからの暮らしであるということを支援者が正しく認識する

★支援計画が「支援者の都合」になってないか気を付ける

★表面化する言動の背後にある、本人の「気持ち」を汲み取る努力

…ひたすら話を聴く、ただし距離を置くべき時はきっぱり距離を置く



★ユーモアで包み込み、受容する

…「べてるの家」、そして「吉本新喜劇」から学ぶこと、たくさん

★一生のお付き合い、家族の一人となる「覚悟」

…それができないなら、「枠の中の支援者」としてやりましょう

※サマリアの支援も、まだまだ試行錯誤中、立派なことができているわけではありませんが…上記、意識しながら取り組んでいます。

本日はご清聴、ありがとうございました。感謝<m(__)m>